

宿泊約款

第1条 適用範囲

1. 本宿泊約款(以下「宿泊約款」といいます。)には、当館と宿泊契約及びこれに関連する契約の締結または宿泊の予約を行う者(以下「宿泊者」といいます。)との間の権利義務関係が定められています。宿泊約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条 宿泊契約の申込み

1. 宿泊者は、宿泊契約の申込みまたは宿泊の予約をするときは、次の事項を当館に申し出ていただくものとします。
 - (1) 宿泊者名及び連絡先
 - (2) 宿泊日
 - (3) 利用宿泊プラン
 - (4) 宿泊者数
 - (5) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊者が、宿泊中に前項(第2)号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し出た場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。
3. 第1項(第3)号の利用宿泊プランは、宿泊契約の申込み時においてのみ有効とします。申込み時と異なる利用宿泊プランでの宿泊を希望する場合は、新たな宿泊契約の申込みをしていただきます。なお、申込み時の予約は当然には解除されませんので、別途必要な手続きをとっていただくものとします。
4. 宿泊者は、宿泊者と当館との間の宿泊契約または宿泊予約の地位を第三者に譲渡することは、不適切な転売行為を防止し全てのお客様に適切な宿泊の機会を提供するため、当館が明確に承諾する場合を除き禁止されていることを了解の上、宿泊契約の申込みをするものとします。
5. 宿泊者は、合理的な理由のない、同一利用者による同一日における重複する宿泊契約及び類似の日程における複数の宿泊契約の申込みは、当館が可及的に多くのお客様に宿泊の機会を提供するため禁止されていることを了解の上、宿泊契約の申込みをするものとします。

第3条 宿泊契約の成立等

1. 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、宿泊プランによっては、前条の申込後、事前決済を行っていただき当館が入金を確認したときに成立するものとします。
2. 当ホテルがインターネット等に誤った宿泊料金を提示し、又は電話等で誤った宿泊料金をご案内し、当該宿泊料金に基づき宿泊契約の申し込みをされ、当館が承諾した場合は、当該宿泊料金がその前後の期日の宿泊料金に比べ著しく低廉であるときは、当該料金につき「限定」、「特別」、「キャンペーン」等の低廉である理由の表示又はご案内のない限りは、民法上の錯誤による承諾であることから、宿泊契約は無効とさせていただきます。速やかにその旨の通知を申し上げます。
3. 当館は、宿泊予定日前の任意の日に、宿泊者からいただいた連絡先に予約の確認の電話を差し上げることがあります。

第4条 宿泊契約締結の拒否

1. 当館は、次に掲げる場合において宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当館が旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。
 - (1) 宿泊の申込みが、宿泊約款によらないとき
 - (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき
 - (3) 宿泊者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
 - (4) 宿泊者や施設の利用者が、次の(イ)から(ハ)に該当すると認められるとき
 - (イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団(以下「暴力団」といいます。)、暴力団員(以下「暴力団員」といいます。)、暴力団準構成員または暴力団関係者その他反社会的勢力であるとき
 - (ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体であるとき
 - (ハ) 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者がいるとき
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊者が、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」といいます。))第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)
 - (6) 宿泊者が、特定感染症の患者等であるとき
 - (7) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
 - (8) 他の宿泊者若しくは当館従業員に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき
 - (9) 宿泊者が保護者の許可なく、未成年者のみでご宿泊される場合
 - (10) 宿泊者が、宿泊約款または当館内において当館の定める利用規則を遵守しないおそれがあると認められるとき
 - (11) 宿泊者が、自己の商業目的を秘して宿泊契約の申込みをしたとき
 - (12) 当館が、官公署の命令、支持又は勧告等により法令上又は事実上休業せざるを得ないと判断したとき
 - (13) 当館施設を管轄する旅館業法施行条例の規定する場合に該当するとき
2. 宿泊者は、当館が前項に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、当館に対し、その理由の説明を求めすることができます。

第5条 宿泊者の契約解除権

1. 宿泊者は、一部の宿泊プランを除き、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当館は、宿泊者がその責に帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合は、当該宿泊契約申し込み時に当館が提示したキャンセル規定に従い、取消料を申し受けます。
3. 当館は、宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の午後6時になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊者により解除されたものとみなし処理することができます。その場合、当館は取消料を申し受けます。

第6条 当館の契約解除権

1. 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。ただし、本項は、当館が旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。
 - (1) 宿泊者が宿泊に関して、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき
 - (2) 宿泊者が次の(イ)から(ハ)に該当すると認められるとき
 - (イ) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員または暴力団関係者その他反社会的勢力であるとき
 - (ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体であるとき
 - (ハ) 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるとき
 - (3) 宿泊者が宿泊施設、もしくは宿泊施設従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝等、威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的な範囲を超える負担を要求したとき(宿泊者が、障害者差別解消法第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)
 - (4) 宿泊者が特定感染症の患者等であるとき
 - (5) 天災、施設の故障等、やむを得ない事情により宿泊させることができないとき
 - (6) 他の宿泊者若しくは当館従業員に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき
 - (7) 宿泊者が保護者の許可なく、未成年者のみで宿泊されるとき
 - (8) 宿泊者が宿泊約款または当館が定める利用規則の禁止事項に従わないとき
 - (9) 宿泊契約成立後に第4条第1項第(11)号に定めることが判明したとき
 - (10) 当館が、官公署の命令、支持又は勧告等により法令上又は事実上休業せざるを得ないと判断したとき
 - (11) 当館施設を管轄する旅館業法施行条例の規定する場合に該当するとき
 - (12) 本項第(5)号以外の理由により、当館が契約した客室を宿泊者に提供できないとき(ただし、この場合は、宿泊者の了解を得て、可能な限り他の宿泊施設を斡旋するものとします。)
 - (13) 当館の明確な承諾なく宿泊契約または宿泊予約の地位が譲渡されたと認められるとき
 - (14) 同一利用者による、合理的な理由のない、同一日における重複する宿泊契約の申込み及び類似の日程における複数の宿泊契約または宿泊予約がされたと認められるとき
2. 宿泊者は、当館が前項に基づいて宿泊契約を解除した場合、当館に対し、その理由の説明を求めることができます。
3. 当館が第1項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、前項第(5)号、第(10)号及び第(12)号の場合を除き、宿泊料金の返還は致しかねます。

第7条 宿泊の登録

1. 宿泊者は、宿泊日当日、当館において、次の事項を登録するものとします。
 - (1) 宿泊者の氏名、住所及び電話番号
 - (2) 中长期在留者ではない外国人にあっては、国籍及び旅券番号

(3) 出発日

(4) その他当館が必要と認める事項

2. 宿泊者が第10条の料金の支払いを、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただくことがあります。

第8条 客室の使用時間

1. 宿泊者が当館の客室を使用できる時間は、宿泊契約ごとに設定されたチェックイン時刻からチェックアウト時刻までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には追加料金を申し受けれます。

第9条 利用規則の遵守

1. 宿泊者は、当館内において、当館が定めた利用規則に従うものとします。

第10条 料金の支払

1. 宿泊料金の内訳は、以下のとおりとします。

宿泊料金	追加料金	税金
------	------	----
2. 宿泊料金等の支払は、通貨又は当館が認めたクレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊者の出発の時までに又は当館が請求した時、当館にお支払いいただきます。
3. 当館が宿泊者に対する客室の提供の準備をし、使用が可能になったのち、宿泊者が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金を申し受けれます。

第11条 宿泊者の手荷物又は携帯品の保管

1. 宿泊者の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が承諾したとき(当館が指定する方法による場合を含みます。)に限って責任をもって保管し、宿泊者がチェックインをする際にお渡しします。
2. 宿泊者がチェックアウトしたのちの手荷物又は携行品は、当館が予め了解したときに限って責任をもって保管します。当館が予め申し受けた手荷物の預かり期間内に引取りがされないときは、当館は責任を免除当該手荷物を任意に処分することができるものとします。
3. 宿泊者がチェックアウトしたのち、宿泊者の手荷物又は携帯品が当館の了解なく残されていた場合、当館の判断で、処分する、一定期間保管する、警察署に届けるなどの措置を行います。

第12条 お持込品等の取扱い

1. 多額の現金及び貴重品のお持込みをご希望の場合は、セキュリティ等の事情から事前にお知らせいただきます。お知らせいただいた場合でも、当館の判断によりお持込みをお断りすることがあります。なお、当館にお知らせいただかずにお持込みになられた多額の現金及び貴重品の毀損・汚損・紛失等について、当館は責任を負いかねます。
2. 宿泊者がお持込みになった現金、貴重品、手荷物又は携行品については、宿泊者にて保管・管理していただくものとし、当館が個別の手續においてその保管・管理をお引き受けした場合を除き、毀損・汚損・紛失等において当館に故意又は重大な過失がある場合に限り損害を賠償するものといたします。

3. 前項の賠償については、客観的に損害額が立証されることを条件に当該損害を賠償するものとし、宿泊者の主観的な価値にかかわらず、損害額の客観的な評価が困難な場合については、10万円を限度に相当額を賠償いたします。

第13条 宿泊者の責任

1. 宿泊者の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当館は当該宿泊者からその損害を賠償していただきます。
2. 宿泊者は、宿泊契約に基づく宿泊サービスを円滑に受領するため、万が一宿泊契約の内容と異なる宿泊サービスが提供されたと認識したときは、当館において速やかにその旨を当館に申し出なければなりません。

第14条 客室への入室について

1. 当館は、次に掲げる場合において、宿泊者のチェックイン後であっても宿泊者の許可なく客室へ入室することがあります。
 - (1) 清掃等、当館のサービスを提供するとき
 - (2) 法令の規定、利用規則、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき
 - (3) 警察・消防の指導に従い、入室が必要と判断されたとき
 - (4) 建物・設備の保全上必要があると判断されたとき
 - (5) 宿泊者の安否確認・安全確保のため必要と当館が判断したとき

第15条 駐車場の責任

1. 宿泊者が当館の駐車場をご利用になる場合、当館は駐車場の場所をお貸しするものであり、車両の管理責任や第三者による加害の防止の義務まで負うものではありません。

第16条 条項の分離性について

1. 宿泊約款は、その一部が公的機関により違法又は無効であると判断された場合であっても、当該一部を除く部分はその影響を受けず、有効に存続するものとします。

第17条 準拠法及び管轄

1. 当館と宿泊者との間の宿泊契約に関する紛争は、日本法を準拠法とし、当館の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって専属管轄裁判所とします。

付則

この宿泊約款は、2024年7月7日から適用します。

以上

利用規則

当館では、ご宿泊の皆さまに安全かつ快適にご利用いただくために、宿泊約款第9条に基づき、次のとおり利用規則（以下、「当利用規則」という。）を定めていますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

当利用規則をお守りいただけない場合には、宿泊約款第6条に基づき、やむを得ずご宿泊および館内施設のご利用をお断りする場合がございます。

なお、当利用規則をお守りいただけない場合において、お客様に損害が生じたとしても当館は責任を負いかねます。また、当館に損害が生じたときは、お客様に損害を賠償していただくことがございますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

【当館の利用について】

1. 客室は営利・営業目的など宿泊以外の目的で利用しないでください。
2. 当館の敷地内にて当館の許可無く広告物の配布や掲示、または物品の販売などは行わないでください。
3. 当館の外観の印象を変えるような物品を陳列する行為はしないでください。

【客室について】

1. 宿泊約款第7条により登録された宿泊者および同伴者以外の方を客室に招き入れたり宿泊させたりしないでください。
2. 宿泊約款第14条により、従業員が客室に入室したり、入室の上物品を移動したりすることがあります。現金および貴重品はご自身で管理していただくとともに、移動してはならないものがある場合は事前にお申し出ください。
3. 客室ルームキーを紛失した場合は、鍵交換に要する費用を請求いたします。

【共用部等について】

1. 各階の非常口をご確認ください。
2. 従業員用の区域には立ち入らないでください。
3. 通路やロビー等のパブリックエリアに所持品を放置しないでください。

【撮影について】

1. 当館の敷地内において、当館の許可無く営利・営業目的で撮影または録音することを禁止しています。また、私的に撮影または録音したものを当館の許可無く営利・営業目的で使用しないでください。
2. 他の宿泊者の迷惑になったり、他の宿泊者が不快に感じたりするような撮影はご遠慮ください。

【喫煙について】

1. 当館は禁煙です。決められた場所以外での喫煙は禁止しています。決められた場所以外での喫煙が発覚した場合、クリーニングに掛かる費用を請求させていただきます。

【他の宿泊者への配慮について】

1. ベット等、動物の持ち込みはお断りいたします（盲導犬等を除く）。
2. 悪臭を発する物の館内への持ち込みはお断りいたします。

3. 高声、放歌、テレビや音響機器の大音量による視聴、大きな物音をたてる行為その他の喧騒な行為はしないでください。
4. 他の宿泊者が不快または不安に感じる身なりや言動はご遠慮ください。

【公序良俗について】

1. 賭博、風紀を乱すような行為および公序良俗に反する言動は禁止しています。
2. 銃砲、刀剣、麻薬等の法令により所持を許可されていないものを当館の敷地内に持ち込む行為は禁止しています。
3. 他の宿泊者や従業員が不安を覚える、もしくはその安全を脅かすと認められる物品、または当館の運営もしくはご利用に支障を生じるような多量の物品を当館の敷地内に持ち込まないでください。

【建物・設備等の保全について】

1. 当館の敷地内にある設備や備品などを他の場所に移動したり、加工したり、本来の用途以外に利用したりしないでください。
2. 館内には火薬、揮発油等の発火性または引火性のあるものは持ち込まないでください。
3. 客室内で持ち込みの暖房用または炊事用の火器は使用しないでください。
4. 当館の敷地内で火災の原因となり得る行為は禁止しています。
5. 建物、設備、備品、植栽等に対して、紛失、毀損、汚損、付臭する行為等をした場合は、その損害を賠償していただくことがあります。

【駐車場の利用について】

1. 当館利用目的のお客様に限り、当駐車場をご利用いただけます。
2. 当駐車場内における紛失、盗難および破損等について、当館は責任を負いません。
3. 駐車場内における事故及びご利用者同士のトラブルについて、当館は責任を負いません。

【入浴施設の利用について】

1. 刺青・タトゥー（シールを含む。）をされた方の入浴は固くお断りいたします。
2. 浴場および脱衣所での撮影および録音は禁止しています。
3. 浴場および脱衣場での染髪・染毛はご遠慮ください。
4. お風呂のお湯は、飲用しないでください。
5. 酩酊されている方の入浴はご遠慮ください。
6. 浴場および脱衣所へ立ち入り可能な異性のお子様の年齢は未就学児までとなります。
7. 館内に掲示している禁忌症をご確認の上、ご入浴ください。

付則

この利用規則は、2024年7月7日から適用します。

以上